

# 岐阜県公報

第二千十一号

平成二十年十二月二十六日

(金曜日)

## 目次

人事委員会規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 八五六ページ

告示

揖斐川森林計画区の地域森林計画

(林政課) 八六一

木曾川森林計画区の地域森林計画の変更

(同) 八六一

宮・庄川森林計画区の地域森林計画の変更

(同) 八六一

長良川森林計画区の地域森林計画の変更

(同) 八六一

飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更

(同) 八六一

道路の区域変更

(道路維持課) 八六一

道路の供用開始

(同) 八六一

都市計画の変更

(都市政策課) 八六三

教育委員会告示

博物館の登録

(社会教育文化課) 八六四

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 八六四

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八六五

政治団体の異動事項の公表

(同) 八六七

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八六八

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 八六九

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 八六九

公示

平成二十一年歯科技工士試験の実施

(医療整備課) 八六九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 八七一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十年十二月二十六日

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表第四号イの業務の項中「三千二百円」を「六千四百円」と、「六千四百円」を「一万二千八百円」に改め、同表第四号ロの業務の項中「三千円」を「六千円」に改め、同表第四号ハの業務の項中「千五百円」を「三千円」と、「三千円」を「六千円」に改め、同表第五号の業務の項及び第六号の業務の項中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同表第七号イの業務の項中「六百円」を「千二百円」と、「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第七号ロの業務の項中「六百円」を「千二百円」に改める。

第四十四条の二第六項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。  
別表第六及び別表第六の二を次のように改める。

別表第六（第48条の18関係）

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	円	3,900	4,200	8,400	13,500
2	円	3,900	4,200	8,400	13,500
3	円	3,900	4,200	8,400	13,500
4	円	3,900	4,200	8,400	13,500

5	4,100	4,500	8,800	13,800
6	4,100	4,500	8,800	13,800
7	4,100	4,500	8,800	13,800
8	4,100	4,500	8,800	13,800
9	4,200	4,700	9,100	14,100
10	4,200	4,700	9,100	14,100
11	4,200	4,700	9,100	14,100
12	4,200	4,700	9,100	14,100
13	4,400	5,000	9,800	14,400
14	4,400	5,000	9,800	14,400
15	4,400	5,000	9,800	14,400
16	4,400	5,000	9,800	14,400
17	4,700	5,200	10,100	14,800
18	4,700	5,200	10,100	14,800
19	4,700	5,200	10,100	14,800
20	4,700	5,200	10,100	14,800
21	4,900	5,500	10,400	15,100
22	4,900	5,500	10,400	15,100
23	4,900	5,500	10,400	15,100
24	4,900	5,500	10,400	15,100
25	5,100	5,800	10,700	15,300
26	5,100	5,800	10,700	15,300
27	5,100	5,800	10,700	15,300
28	5,100	5,800	10,700	15,300
29	5,400	6,000	11,100	15,500
30	5,400	6,000	11,100	15,500
31	5,400	6,000	11,100	15,500
32	5,400	6,000	11,100	15,500
33	5,600	6,200	11,400	15,800
34	5,600	6,200	11,400	15,800
35	5,600	6,200	11,400	15,800
36	5,600	6,200	11,400	15,800

37	5,800	6,600	11,700	15,900		69	7,700	9,900	14,000
38	5,800	6,600	11,700	15,900		70	7,700	9,900	14,000
39	5,800	6,600	11,700	15,900		71	7,700	9,900	14,000
40	5,800	6,600	11,700	15,900		72	7,700	9,900	14,000
41	6,100	7,100	11,900	15,900		73	7,900	10,200	14,200
42	6,100	7,100	11,900	15,900		74	7,900	10,200	14,200
43	6,100	7,100	11,900	15,900		75	7,900	10,200	14,200
44	6,100	7,100	11,900	15,900		76	7,900	10,200	14,200
45	6,300	7,400	12,200	15,900		77	8,100	10,500	14,400
46	6,300	7,400	12,200	15,900		78	8,100	10,500	14,400
47	6,300	7,400	12,200	15,900		79	8,100	10,500	14,400
48	6,300	7,400	12,200	15,900		80	8,100	10,500	14,400
49	6,600	7,700	12,600	15,900		81	8,200	10,800	14,600
50	6,600	7,700	12,600	15,900		82	8,200	10,800	14,600
51	6,600	7,700	12,600	15,900		83	8,200	10,800	14,600
52	6,600	7,700	12,600	15,900		84	8,200	10,800	14,600
53	6,800	8,300	12,900			85	8,400	11,100	14,800
54	6,800	8,300	12,900			86	8,400	11,100	14,800
55	6,800	8,300	12,900			87	8,400	11,100	14,800
56	6,800	8,300	12,900			88	8,400	11,100	14,800
57	7,000	8,600	13,200			89	8,500	11,400	14,900
58	7,000	8,600	13,200			90	8,500	11,400	14,900
59	7,000	8,600	13,200			91	8,500	11,400	14,900
60	7,000	8,600	13,200			92	8,500	11,400	14,900
61	7,200	8,900	13,500			93	8,700	11,600	15,100
62	7,200	8,900	13,500			94	8,700	11,600	15,100
63	7,200	8,900	13,500			95	8,700	11,600	15,100
64	7,200	8,900	13,500			96	8,700	11,600	15,100
65	7,400	9,600	13,700			97	8,800	11,800	15,200
66	7,400	9,600	13,700			98	8,800	11,800	15,200
67	7,400	9,600	13,700			99	8,800	11,800	15,200
68	7,400	9,600	13,700			100	8,800	11,800	15,200

## 再任用職員以外の職員

101	9,000	12,200	15,400		
102	9,000	12,200	15,400		
103	9,000	12,200	15,400		
104	9,000	12,200	15,400		
105	9,100	12,400	15,600		
106	9,100	12,400			
107	9,100	12,400			
108	9,100	12,400			
109	9,200	12,600			
110	9,200	12,600			
111	9,200	12,600			
112	9,200	12,600			
113	9,200	12,900			
114	9,200	12,900			
115	9,200	12,900			
116	9,200	12,900			
117	9,400	13,100			
118	9,400	13,100			
119	9,400	13,100			
120	9,400	13,100			
121	9,500	13,300			
122	9,500	13,300			
123	9,500	13,300			
124	9,500	13,300			
125	9,600	13,400			
126		13,400			
127		13,400			
128		13,400			
129		13,600			
130		13,600			
131		13,600			
132		13,600			

  

再任用職員	再任用職員	別表第6の2 (第48条の18関係) 教育職給料表(ニ)の適用を受ける者			
		1 級	2 級	3 級	4 級
	149		14,100		
		6,300	7,700	10,100	12,900

  

職員の区分	職務の級 号給	別表第6の2 (第48条の18関係) 教育職給料表(ニ)の適用を受ける者			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	円 3,900	円 5,000	円 10,100	円 13,500	
2	円 3,900	円 5,000	円 10,100	円 13,500	
3	円 3,900	円 5,000	円 10,100	円 13,500	
4	円 3,900	円 5,000	円 10,100	円 13,500	
5	円 4,100	円 5,200	円 10,400	円 13,800	
6	円 4,100	円 5,200	円 10,400	円 13,800	

7	4,100	5,200	10,400	13,800		38	5,800	7,700	12,900	15,900
8	4,100	5,200	10,400	13,800		39	5,800	7,700	12,900	15,900
9	4,200	5,500	10,700	14,100		40	5,800	7,700	12,900	15,900
10	4,200	5,500	10,700	14,100		41	6,100	8,300	13,200	15,900
11	4,200	5,500	10,700	14,100		42	6,100	8,300	13,200	15,900
12	4,200	5,500	10,700	14,100		43	6,100	8,300	13,200	15,900
13	4,400	5,800	11,100	14,400		44	6,100	8,300	13,200	15,900
14	4,400	5,800	11,100	14,400		45	6,300	8,600	13,500	15,900
15	4,400	5,800	11,100	14,400		46	6,300	8,600	13,500	15,900
16	4,400	5,800	11,100	14,400		47	6,300	8,600	13,500	15,900
17	4,700	6,000	11,400	14,800		48	6,300	8,600	13,500	15,900
18	4,700	6,000	11,400	14,800		49	6,600	8,900	13,700	15,900
19	4,700	6,000	11,400	14,800		50	6,600	8,900	13,700	15,900
20	4,700	6,000	11,400	14,800		51	6,600	8,900	13,700	15,900
21	4,900	6,200	11,700	15,100		52	6,600	8,900	13,700	15,900
22	4,900	6,200	11,700	15,100		53	6,800	9,600	14,000	15,900
23	4,900	6,200	11,700	15,100		54	6,800	9,600	14,000	15,900
24	4,900	6,200	11,700	15,100		55	6,800	9,600	14,000	15,900
25	5,100	6,600	11,900	15,300		56	6,800	9,600	14,000	15,900
26	5,100	6,600	11,900	15,300		57	7,000	9,900	14,200	15,900
27	5,100	6,600	11,900	15,300		58	7,000	9,900	14,200	15,900
28	5,100	6,600	11,900	15,300		59	7,000	9,900	14,200	15,900
29	5,400	7,100	12,200	15,500		60	7,000	9,900	14,200	15,900
30	5,400	7,100	12,200	15,500		61	7,200	10,200	14,400	15,900
31	5,400	7,100	12,200	15,500		62	7,200	10,200	14,400	15,900
32	5,400	7,100	12,200	15,500		63	7,200	10,200	14,400	15,900
33	5,600	7,400	12,600	15,800		64	7,200	10,200	14,400	15,900
34	5,600	7,400	12,600	15,800		65	7,400	10,500	14,600	15,900
35	5,600	7,400	12,600	15,800		66	7,400	10,500	14,600	15,900
36	5,600	7,400	12,600	15,800		67	7,400	10,500	14,600	15,900
37	5,800	7,700	12,900	15,900		68	7,400	10,500	14,600	15,900

再任用職員以外の職員									
69	7,700	10,800	14,800				101	9,000	12,900
70	7,700	10,800	14,800				102	9,000	12,900
71	7,700	10,800	14,800				103	9,000	12,900
72	7,700	10,800	14,800				104	9,000	12,900
73	7,900	11,100	14,900				105	9,100	13,100
74	7,900	11,100	14,900				106	9,100	13,100
75	7,900	11,100	14,900				107	9,100	13,100
76	7,900	11,100	14,900				108	9,100	13,100
77	8,100	11,400	15,100				109	9,200	13,300
78	8,100	11,400	15,100				110	9,200	13,300
79	8,100	11,400	15,100				111	9,200	13,300
80	8,100	11,400	15,100				112	9,200	13,300
81	8,200	11,600	15,200				113	9,200	13,400
82	8,200	11,600	15,200				114	9,200	13,400
83	8,200	11,600	15,200				115	9,200	13,400
84	8,200	11,600	15,200				116	9,200	13,400
85	8,400	11,800	15,400				117	9,400	13,600
86	8,400	11,800	15,400				118	9,400	13,600
87	8,400	11,800	15,400				119	9,400	13,600
88	8,400	11,800	15,400				120	9,400	13,600
89	8,500	12,200	15,600				121	9,500	13,700
90	8,500	12,200	15,600				122	9,500	13,700
91	8,500	12,200	15,600				123	9,500	13,700
92	8,500	12,200	15,600				124	9,500	13,700
93	8,700	12,400					125	9,600	13,900
94	8,700	12,400					126	9,600	13,900
95	8,700	12,400					127	9,600	13,900
96	8,700	12,400					128	9,600	13,900
97	8,800	12,600					129	9,700	14,000
98	8,800	12,600					130	9,700	14,000
99	8,800	12,600					131	9,700	14,000
100	8,800	12,600					132	9,700	14,000

再任用職員	133	9,800	14,100		
	134	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	136	9,800	14,100		
	137	9,900	14,100		
	138	9,900	14,100		
	139	9,900	14,100		
	140	9,900	14,100		
	141	9,900	14,200		
	142	9,900			
	143	9,900			
	144	9,900			
	145	10,100			
	146	10,100			
	147	10,100			
	148	10,100			
	149	10,200			
	150	10,200			
	151	10,200			
	152	10,200			
	153	10,300			
		6,300	7,700	10,100	12,900

附 則  
 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、改正後の第三十七条第三項の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

告 示

岐阜県告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	岐阜県南大野線	瑞穂市田之上字柳町五二番四地先から	同市同字赤宮一九番三地先まで	前	七・八 一〇・六	一四・〇	
				後	一〇・四 一〇・〇	一四・〇	

岐阜県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	美濃濃線	岐阜市大字長良古津字小島山九〇六番の一地先から	同市大字溝口童子一五〇番の一地先まで	前	五・〇 三・〇	四・一〇・〇	
				後	四・〇 三・六	四・一六・〇	
				C	一〇・〇 三・〇	〇・〇	
				A	五・〇 三・〇	四・一六・〇	
				B	一〇・〇 四・六	二・三三・四	

岐阜県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

をのる表図は及A、  
し区敷示面関び  
つ分地すに係C B



用を開始するので告示する。  
 なお、その関係図面は、平成二十年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	四百七十七号	高山市上宝町見座字向一〇六八番地先から	同市同町同字同二〇六六番一地先まで	三三・四	平成二〇・二・二六	平成二〇・二・二八

岐阜県告示第七百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	四百七十七号	高山市上宝町岩井戸字宮ノ向八六七番一地先地内		三一・一	平成二〇・二・二六	平成二〇・二・二八

一般国道	四百七十七号	高山市上宝町中山字水上三三九番地先から	同市同町同字中崎五五番一地先まで	八・〇	平成二〇・二・二六	平成二〇・二・二八
------	--------	---------------------	------------------	-----	-----------	-----------

岐阜県告示第七百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	四百七十七号	高山市上宝町岩井戸字宮ノ向八六七番一地先地内		三一・一	平成二〇・二・二六	平成二〇・二・二八

岐阜県告示第七百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
恵那都市計画道路  
三・五・四号 羽根平学頭線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課

### 教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館として、平成二十年十一月二十六日次のとおり登録したので、博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）第六条第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県教育委員会  
委員長 田 島 一 男

施設名	所在地	設置者
三甲美術館	岐阜県岐阜市長良福土山三五三三番地一六	財団法人 三甲美術館

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項

の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成20年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数  
1,696,163人
- 2 総数の50分の1の数  
33,924人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）  
349,361人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	336,262	112,088
大垣市	145,264	48,422
高山市	77,693	25,898
多治見市	93,699	31,233
関市	74,313	24,771
中津川市	68,450	22,817
美濃市	19,481	6,494
瑞浪市	32,634	10,878

羽島市	54,350	18,117
恵那市	45,510	15,170
美濃加茂市	39,109	13,037
土岐市	50,451	16,817
各務原市	117,581	39,194
可児市	93,154	31,052
山県市	24,893	8,298
瑞穂市	38,248	12,750
飛騨市	23,459	7,820
本巣市	42,323	14,108
郡上市	38,808	12,936
下呂市	30,987	10,329
海津市	31,999	10,667
羽島郡	36,133	12,045

養老郡	26,565	8,855
不破郡	29,679	9,893
安八郡	19,991	6,664
揖斐郡	59,200	19,734
加茂郡	45,927	15,309

岐阜県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり通知する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党本巣支部	後藤 寿太郎	浅野 英彦	本巣市金原214	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
栗野よしあきを育てる会	栗野 豊	栗野 保行	揖斐郡揖斐川町上栗野76 2
池戸一成を育てる会	水野 成雅	池戸 尚子	各務原市蘇原柿沢町1 15 1
岡部ひでお後援会	竹山 清次	山田 安男	各務原市織沼三ツ池町3 413
各務原政治経済研究会	池戸 一成	池戸 尚子	各務原市蘇原柿沢町1 15 1
各務原市古田はじめ後援会	星野 鉄夫	藤井 國雄	各務原市那加住吉町1 31
関市古田はじめ後援会	尾藤 義昭	山田 美代子	関市東門前町6

## (ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
今井まさと後援会	今井 雅人	今井 直子	下呂市門和佐1045 4	衆議院議員

## (ハ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
今井まさと後援会	今井 雅人	今井 直子	下呂市門和佐1045 4	衆議院議員	今井 雅人
野田聖子後援会連合会網代支部	村瀬 恒治	増田 文一	岐阜市奥238	衆議院議員	野田 聖子
野田聖子後援会連合会黒野支部	宮部 源一郎	増田 文一	岐阜市古市場397	衆議院議員	野田 聖子
野田聖子後援会連合会西郷支部	川島 千春	増田 文一	岐阜市下西郷2 154	衆議院議員	野田 聖子

武藤容治後援会笠松町支部

松 波 英 寿

丹 下 忠 彰

羽島郡笠松町北及1627

衆議院議員

武 藤 容 治

岐阜県選挙管理委員会告示第九十八号

岐阜県選挙区正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条第一項の規定により、岐阜  
 県内の国田選挙区の選挙区が変更されたのにより、同法第七十条第二項の規定により、その  
 選挙区を次のとおり定める。

平成二十一年四月十六日

岐阜県選挙管理委員会  
 収入印 大 谷 保 雄

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党大垣市支部	主たる事務所の所在地	大垣市丸の内2-24 サンピリヤビル3F	大垣市桐ヶ崎93
自由民主党岐阜県進歩会支部	主たる事務所の所在地	岐阜市御手洗393	岐阜市鏡岩403 2
自由民主党岐阜県第三選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員 関係政治団体	国会議員関係政治団 体以外の政治団体
		衆議院議員	
自由民主党岐阜県第二選挙区支部	国会議員関係政治団 体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項 第1号に係る国会議 員関係政治団体	国会議員関係政治団 体以外の政治団体
		衆議院議員	
自由民主党東白川村支部	代 表 者 主たる事務所の所 在地	服 田 順 次	安 江 浩
		加茂郡東白川村神土 591 1	加茂郡東白川村越原 1063 1
自由民主党美並支部	代 表 者 主たる事務所の所 在地	自由民主党美並支部 名 称	自由民主党美並村支 部
		郡上市美並町白山57 9 1	郡上市美並町白山35 5 2

民主党岐阜県第1区総支部	国会議員関係政治団 体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項 第1号に係る国会 議員関係政治団体	国会議員関係政治団 体以外の政治団体
		参議院議員	
民主党岐阜県第1区総支部	主たる事務所の所 在地	岐阜市神田町1-8 2 大西ビル	岐阜市竜田町 4 3
		法第19条の7第1項 第1号に係る国会 議員関係政治団体	国会議員関係政治団 体以外の政治団体
民主党岐阜県第3区総支部	国会議員関係政治団 体の区分 (公職の種類)	衆議院議員	
		法第19条の7第1項 第1号に係る国会 議員関係政治団体	国会議員関係政治団 体以外の政治団体
民主党岐阜県第4区総支部	代 表 者 主たる事務所の所 在地	今 井 雅 人	平 田 健 二
		岡 田 泰 浩	水 野 岳 男
民主党岐阜県第4区総支部	主たる事務所の所 在地	下呂市門和佐1045 4	岐阜市金町 1 23
		衆議院議員	参議院議員
揖斐川町榊橋泰文後援会	代 表 者 主たる事務所の所 在地	末 永 征 生	宗 宮 次 郎
		揖斐郡揖斐川町上南 方1682 1	揖斐郡揖斐川町房島 1159
大野町榊橋泰文後援会	代 表 者 主たる事務所の所 在地	清 水 義 弘	馬 淵 和 三
		揖斐郡大野町大衣裳 181	揖斐郡大野町稲畑
春日地区榊橋泰文後援会	代 表 者 主たる事務所の所 在地	森 泰 朗	竹 内 保
		揖斐郡揖斐川町春日 六台下ヶ流918	揖斐郡揖斐川町春日 美栄2684 1
岐阜県電器商政治連盟	主たる事務所の所 在地	大垣市静里町1221 1	岐阜市六条 2 11 1

岐阜県水落敏栄後援会	主たる事務所の所在地	岐阜市御手洗393	岐阜市鏡岩403 2
小筋憲政研究会	国会議員関係政治団体 (公職の種類) 公職の候補者の氏名及び公職の種類	衆議院議員 田 康 博	国会議員関係政治団体以外の政治団体
新政経フォーラム清風会	国会議員関係政治団体 (公職の種類) 公職の候補者の氏名及び公職の種類	法第19条の7第1項法第1号に係る国会議員法第2号に係る国会議員 参議院議員 平 健 二	国会議員関係政治団体以外の政治団体
團田やすひろ後援会	国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名及び公職の種類	法第19条の7第1項法第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 團 康 博	国会議員関係政治団体以外の政治団体
高橋つよし後援会	代 表 者	高 橋 良 樹	小 林 三 一
垂井町棚橋泰文後援会	代 表 者 会 計 責 任 者	立 石 勲 岩 田 司 朗	栗 田 茂 田 中 千 代 子
日本遺族政治連盟岐阜県支部	主たる事務所 の所在地 代 表 者	不破郡垂井町表佐582 岐阜市御手洗393	不破郡垂井町宮代堤3041 1 岐阜市鏡岩403 2 丹 羽 登 義
政治団体の名称	代 表 者 名	会 計 責 任 者 名	主たる事務所 の所在地

野田聖子後援会 運合会岩田支部	会 計 責 任 者	丹 羽 重 美	丹 羽 錠 一
	主たる事務所 の所在地	岐阜市岩田西 3 6	岐阜市岩田西 3 23
	国会議員 関係政治 団体の区 分	法第19条の7第1項法第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員 関係政治 団体の区 分
	公職の 候補者の 氏名及び 公職の種 類	野 田 聖 子 衆議院議員	
平田けんじ後援会	国会議員 関係政治 団体の区 分	法第19条の7第1項法第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員 関係政治 団体の区 分
	公職の 候補者の 氏名及び 公職の種 類	平 健 二 参議院議員	
松原たけのり後援会	主たる 事務所 の所在地	羽鳥郡岐南町業師寺5 23	羽鳥郡岐南町八剣6 107
武藤容治後援会	国会議員 関係政治 団体の区 分	法第19条の7第1項法第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員 関係政治 団体の区 分
	公職の 候補者の 氏名及び 公職の種 類	武 藤 容 治 衆議院議員	
和田直也を大きくする会	主たる 事務所 の所在地	岐阜市大宝町 1 5	岐阜市桜通 4 1

岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号

岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号  
岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号  
岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号  
岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号

岐阜県選挙管理委員会告示第九十九号

岐阜県選挙管理委員会

岐阜県選挙管理委員会

解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
-------	--------------------	-----------------	-----------------------------

笠松町黨友会	野々部 誠 司	三田 信 夫	羽島郡笠松町中新町24	平成20年 11月25日		
岐阜県水落敬栄後援会	酒 向 憲 造	大野 みさゑ	岐阜市御手洗393	平成20年 9月11日		
関藩友会	尾 藤 義 昭	西 部 賢 二	関市東門前町6	平成20年 11月18日		
濃尾会	馬 淵 和 三	五 味 広 行	岐阜市大福町6 39 2	平成20年 6月30日		
丸田元英後援会	坂 本 勉	大 坪 孝 一	高山市国府町広瀬町1076 10	平成19年 12月30日		
武藤嘉文東江地区後援会	水 谷 清 隆	横 山 勝 美	海津市海津町駒ヶ江160 1	平成20年 6月30日		

岐阜県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
池戸 一成	各務原市議会議員	各務原政治経済研究会	各務原市藤原柿沢町1 15 1	池戸 一成
今井 雅人	衆議院議員	今井まさご後援会	下呂市門和佐10 4 4 5	今井 雅人

岐阜県選挙管理委員会告示第百一十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧
松原 武徳	松原たけのり後援会	主たる事務所の所在地	羽島郡岐南町薬師寺5 23	羽島郡岐南町八剣6 107

平成二十年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

公 示

平成二十一年歯科技工士法施行の実施

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第一条の規定により、平成二十一年歯科技工士試験を次のとおり実施しますので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告します。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇



## 一 試験期日

1 学説試験 平成二十一年二月二十三日(月) 午前九時から午後三時まで

2 実地試験 平成二十一年二月二十四日(火) 午前九時から午後三時三十分まで

## 二 試験場所

岐阜市野一色四丁目一番二番号

岐阜県立衛生専門学校

## 三 試験科目

1 学説試験

歯科理工学

歯の解剖学

顎口腔機能学

有床義歯技工学

歯冠修復技工学

矯正歯科技工学

小児歯科技工学

関係法規

2 実地試験

歯科理工実技

## 四 受験資格

次の各号の一に該当する者

1 文部科学大臣の指定した歯科理工学校を卒業した者(平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。)

2 厚生労働大臣の指定した歯科理工養成所を卒業した者(平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。)

3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

4 外国の歯科理工学校若しくは歯科理工養成所を卒業し、又は外国で歯科理工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

## 五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて提出してください。

1 受験資格を証明する書類

(一) 四の1又は2に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者は平成二十一年三月六日(金)までに卒業証明書を提出してください。)

(二) 四の3に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(三) 四の4に該当する者であるときは、外国の歯科理工学校若しくは歯科理工養成所を卒業し、又は外国で歯科理工士の免許を受けたことを証する書類

2 写真(出願前六か月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に(シギ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの)

## 六 受験手数料

1 受験手数料は、三万六千円とし、受験手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください。この場合、収入証紙は消印しないでください。

2 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しません。

七 受験に関する書類の提出期間及び提出場所

平成二十一年一月五日(月)から同月十四日(水)まで(県の機関の休日を除く。)

## 八 合格発表

試験の合格者は、平成二十一年三月二十三日(月)午前十時に、岐阜県庁前の掲示板に受験番号を掲示し発表するとともに、本人あて合格証書を交付します。

## 九 試験結果の提供

平成二十一年歯科理工士試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

平成二十一年歯科理工士試験の学説試験科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階) 電話 五八二七二一一一 内線二一九



4 提供を受けるために必要な書類  
試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験願書は、岐阜県健康福祉部医療整備課で交付します。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、百二十円分の返信用切手をはった角二号の返信用封筒を同封して請求してください。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部医療整備課（電話 五八 二七

二 一一一一 内線二五三四）に問い合わせてください。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十二月二十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー美濃加茂ショッピングセンター（A 2ゾーン）

美濃加茂市山手町一丁目六二番地 外

二 意見の概要

美濃加茂市長の意見

・営業時間が朝の登校時間に重なるようなので、交通安全に十分配慮願いたい。  
外

（届出事項 変更）

平成二十年十二月二十六日印刷  
平成二十年十二月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社